

吹田市個人情報保護審議会 会議録（第51回）

開催日 平成29年（2017年）6月27日（火曜日）
開催時間 （開会）午後2時 （閉会）午後3時50分
場 所 吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

案 件

- 1 会長・副会長互選
- 2 諮問案件
農地情報公開システム導入における電子計算機の結合にかかる個人情報の保護について【農業委員会事務局】
- 3 報告案件
公共施設等防犯カメラ設置事業報告について（無線通信式防犯カメラ設置）
【危機管理室】
- 4 その他

出席委員

会長 岡 豪敏 副会長 小林 孝史
糸瀬 正博 岩城 伸 川内 通生 黒岩 哲夫
先久 純子 澤田 啓子 平山 雄一 宮武 清隆

欠席委員

矢倉 昌子

出席市職員

<説明者>

農業委員会事務局次長 榎本 政男 農業委員会事務局係員 平田 裕彦
総務部危機管理監 中江 理晶 総務部理事 羽間紀雄
総務部危機管理室長 真壁 賢治 総務部危機管理室主幹 津田 泰彦
総務部危機管理室主査 芦田 宏志

<事務局>

市民部長 高田 徳也 市民部次長（兼務市民総務室長） 森本 茂
市民部市民総務室参事 柿本 卓志 市民部市民総務室主幹 藤原 千景
市民部市民総務室係員 福島 一貴

傍聴者 1名

第 51 回 吹田市個人情報保護審議会

平成 29 年 6 月 27 日（火） 午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 5 0 分

吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

柿本市民部市民総務室参事 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 51 回吹田市個人情報保護審議会を開会させていただきます。

本日は、皆様方には何かとお忙しいところ、お集まりいただき誠にありがとうございます。

本日の審議会の出席状況を報告いたします。当審議会 11 名中 10 名の委員が出席されており、吹田市個人情報保護審議会規則第 4 条第 2 項の規定により、本審議会は成立しております。

なお、矢倉 昌子委員におかれましては本日急用のため、欠席されておられます。

それでは、開会にあたりまして、本日の御出席の皆様を御紹介させていただきたいと思っております。それでは、まず委員の皆様から一言ずつ、自己紹介という形でお願いしたいと思います。

<委員及び事務局職員紹介>

それでは、次に会長・副会長の選任に移りたいと思っております。吹田市個人情報保護審議会規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、会長及び副会長は委員の互選により定めることになっております。最初に会長の選任をお願いしたいと思っておりますが、選任にあたってどなたか御発言等ございましたらお願いいたします。

糸瀬委員 事務局はどう考えていますか。

柿本市民部市民総務室参事 事務局といたしましては、前任期の岡会長に引き続きお願いしてはどうかと考えておりますが、委員の皆様どうでしょうか。

<委員から異議なし>

柿本市民部市民総務室参事 ありがとうございます。そうしましたら、異議が無ければ会長は岡委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

岡委員 事務局のほうは、部長以下いかがでしょうか。私でよろしいですか。

高田市民部長 昨年まで非常にスムーズに運営していただきまして、我々としてはそのまま引き続きやっていただくのが一番ありがたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

岡会長 それでは、委員の皆さん本当によろしいですか。

それでは、務めさせていただきます。

柿本市民部市民総務室参事 それでは、続きまして、副会長の選任をお願いしたいと思います。副会長は会長のサポートする役割ですので、委員の皆様いかがでしょうか。

岡会長 小林先生に、お願いできたらと思っておりますけど。

柿本市民部市民総務室参事 会長のほうから、今、小林委員のほうに副会長をお願いしたいと思っておりますので、御意見いただきましたのでよろしいでしょうか。それでは、副会長は小林委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここで岡会長と小林副会長に一言ずつ御挨拶を頂戴したいと思います。最初に岡会長お願いいたします。

岡会長 どうも、岡でございます。昨年1年を振り返りますと、あまり手際のいいような司会はできなかったときもあったようにも思いますけど、再任いただきまして、感謝申し上げます。精一杯やらせていただきたいと思います。ただ、案件がですが、おそらく皆さん日常生活では、あんまり見たり聞いたりされてないところの問題が多いので。しかもあのITネットワークを使った、専門的な分野に関連することが多いので、戸惑われる問題もあると思いますが、それはそれで去年は非常に熱心に意見を頂きまして、特に川内委員なんかは、すごくいい御発言もされましたですね、私共も感心していたところです。そんなことで今年も、精一杯司会の役をさせていただきます。どうかよろしく、御協力のほうもお願いいたします。

柿本市民部市民総務室参事 ありがとうございます。それでは、小林副会長、一言お願いいたします。

小林副会長 副会長を拝命しました小林です。どうぞよろしく願いします。諸先輩方には、いろいろお教えいただくこともあるかと思っておりますので、どうぞよろしく願いします。

柿本市民部市民総務室参事 ありがとうございます。それでは、申し訳ございませんが、会議を始める前に、座席、席の移動をすいませんが、会長と副会長につきましては、前方のほうに、お願いいたします。

<座席移動>

柿本市民部市民総務室参事 それでは、最初に本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、案件（1）の「農地情報公開システム導入における電子計算機の結合にかかる個人情報保護について」の諮問書、それから案件（2）の「公共施設等防犯カメラ設置事業報告について（無線通信防犯カメラ設置）」の報告書。これらについては、事前に郵送させていただいております。今日、本日お持ちでない委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

続きまして、本日お席のほうに配布させていただきました資料につきましては、本日の「次第」、「座席表」、「吹田市個人情報保護条例現行・改正案対照表」です。それから名簿のほうもお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、ここからの進行につきましては、岡会長よろしく願いします。

岡会長 それでは、早速始めさせていただきます。今日は審議案件が一つと御報告いただく案件が一つという、2件でございます。

まず、審議案件の審議に入らせていただきます。諮問案件です。それでは、今日、傍聴を御希望の方がおられますが、もう入っていただいているんですね。一応皆さんの御

同意を得て。

柿本市民部市民総務室参事 今日お一人傍聴者がおられます。

岡会長 よろしいですか。では、どうぞ。

<傍聴人 入室>

岡会長 それとあの、議事録の作成につきまして、いつも委員の方々から署名をいただいております。今日はですね、岩城委員と川内委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では一つよろしくお願ひします。

それでは、諮問案件に入らせていただきますが。「農地情報公開システム導入における電子計算機の結合にかかる個人情報の保護について」の諮問を諮問機関であります、農業委員会からお受けしたいと思ひます。傍聴の方よろしいですか。私、マイク使いませんけど声大きいので。よろしくお願ひします。

<農業委員会事務局職員 入室>

岡会長 どうも、御苦勞様でございます。それでは、役職名、お名前とか自己紹介程度によろしくお願ひいたします。

榎本農業委員会事務局次長 失礼します。農業委員会事務局次長の榎本です。よろしくお願ひします。

平田農業委員会係員 農業委員会職員の前田と申します。よろしくお願ひします。

岡会長 それでは、諮問内容についての御説明をお願ひいたします。

榎本農業委員会事務局次長 そうしましたら、諮問の資料について御説明させていただきます。まず、表紙がありまして、1ページめくっていただきますでしょうか。内容について御説明させていただきます。

1、諮問する項目は電子計算機の結合でございます。2、対象となる業務は農地台帳業務でございます。3、結合先関係機関は、一般社団法人全国農業会議所で、農業委員会等に関する法律で農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構として指定されている団体でございます。4、電子計算機処理の内容として、システムで取り扱う個人情報は、「物件の情報、現況地目、登記地目、現況地積、登記地積、地域区分、所有者の情報、賃貸の相手方の情報、世帯員氏名、続柄、性別、生年月日、従事日数、耕作者の情報、農地の賃貸等の設定状況、納税猶予の適用状況、農地の利用状況調査、農地の利用意向調査、その他」などで内容につきましては右側に記載しております。ここで申し訳ないのですが、その内容について1字誤字がございます。9番目の世帯員氏名のところの内容なんですが、「農家世帯委員の氏名」となっていますが、「委」がいません「世帯員の氏名」ということです。申し訳ありません。誤字がございました。

続きまして、5、審議会に諮る理由としましては、農業を取り巻く環境は農業者の高齢化、後継者不足による担い手不足等により、全国的に遊休農地の増加が大きな問題となっております。この問題の解決に向け、国は農地法を一部改正し、遊休農地対策を強化。

この強化の一例としましては、農地の中間管理機構を設けまして、農地を直接本人同士で貸し合うと小作権という形で、後で問題が発生しますので、それを一旦中間管理機構が借りて、それを貸し付けることで遊休農地の活用を促進するような形で、この法律が出来上がりました。あわせて農地台帳等の法定化を実施いたしました。国が法律で規定した農地情報の公表を円滑に進めるため、平成26年度中に農地情報公開システムを構築することとしました。また農地情報公開システムに必要な農業委員会の農地情報を取り込む前にあたり、各農業委員会の農地情報の電子化が必要なため、補助金を交付し、各農業委員会に農地台帳システムの導入を推進しました。当初、本市は農地台帳の電子化については、すでに市販のデータベースソフトのアクセスで管理していたこと、また全城市街化区域内農地であるため、公表する必要がないことから、農地台帳システムの導入について見送ることといたしました。しかし、他の各農業委員会では、平成27年に4月から、各農地情報公開システムを稼働し、全国農地ナビにおいて、誰でも市街化区域内農地を除く農地の情報が確認できるようになっております。その後、国は方針転換を行い、農業委員会で管理する各農地台帳システムではなく、国で管理する農地情報公開システムにおいて、各農業委員会等利用システムをクラウドにて統合したシステムを構築し、各農業委員会は農業委員会業務について、このシステムを利用することとしました。2ページを御覧ください。本市も各農業委員会等利用システムを利用するにあたり農地法に規定する農地情報を、新たに設置する端末を経由してシステムへオンライン提供することから吹田市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づく電子計算機の結合に関する事項として吹田市個人情報保護審議会に諮問させていただくものとなります。なお、クラウドというのは、コンピューターの利用形態のひとつで、インターネットなどのネットワークに接続されたコンピューターが提供するサービスを、利用者がネットワーク経由で手元のパソコンやスマートフォンで使用する形態のことです。

6、処理概要につきましては、のちほど御説明させていただきます。7、セキュリティ対策については、まず、(1) 使用機器及び制限については、専用パソコン端末を外部記録媒体とし、外部記録媒体への記録は、当初のセットアップ処理及び年次の更新処理以外は、原則として禁止し、その他業務上やむを得ず記録する必要がある場合は、管理責任者の許可を得て行います。なお、外部へ持ち出す場合等、必要に応じて暗号化等の処置を講じます。(2) ネットワークにつきましては、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とし、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANに接続された、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークであるLGWANに限ります。(3) アクセスの制限につきましては、ユーザーID・パスワードでシステムを操作することができる者を限定いたします。(4) ウイルス対策につきましては、ウイルス対策ソフトを使用いたします。(5) 使用機器等の保管につきましては、使用機器及び出力した帳票類は、執務室内の施錠可能な保管庫等所属長管理で保管いたします。(6) 情報の保存及び破棄につきましては、システムで取り扱う情報は法令等の規定に基づき保存し、また、入出力した帳票類は、目的達成後、直ちに消去及び破棄するものとします。なお、外部記録媒体内の情報は、目的達成後、直ちに消去します。(7) 国が

配備する対策は、後ほど御説明させていただきます。8、運用における今後の予定は、7月にデータを国が指定する業者に提出し、7月末にシステム用のデータに修正が終了し、9月に稼働する予定でございます。

3ページを御覧ください。ネットワーク等システムの概要でございます。中央黒枠で囲んでいる部分が農地情報公開システムを表しており、農業委員会や都道府県からはL GWANを通じて情報のやり取りが行われます。L GWANアクセス領域からインターネットとは別に構築された専用の通信回線である閉域網ネットワークを利用し、格納システムに收容されます。市街化区域以外の農地の情報は、格納システムから公開システムに送られ、インターネットで公開されますが、全城市街化区域である本市の場合は公開システムにデータは送られません。

4から5ページを御覧ください。4ページ、5ページは国が配備する情報セキュリティ対策等をお示ししております。中の御確認を頂けますでしょうか。

6ページ、7ページは国が配備する、個人情報の取扱い対策でございます。7ページの参考資料は関係法令の抜粋でございます。農業委員会は農地法第52条の2第1項で、農地台帳の整備が義務化されており、第2項で磁気ディスクをもって調整するものとされております。農地法第52条の2第1項第4号で規定される農地台帳に記載すべき、その他農林水産省で定める事項につきましては、各農地法施行規則第101条に記載されております。

8ページを御覧ください。農地法第52条の3第1項で規定される、公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものとして、農地法施行規則第104条第1項第1号に市街化区域にある農地すべての事項とされております。

9ページを御覧ください。農業委員会等に関する法律第43条第1項で、農業委員会の都道府県機構として、第2項で、全国組織である農業委員会ネットワーク機構がそれぞれ指定される規定があり、都道府県機構として大阪府では、「一般社団法人大阪府農会議」が指定され、農業委員会ネットワーク機構には、「一般社団法人全国農業会議所」が指定されています。また、都道府県や農地、中間管理機構への情報提供の根拠として、関係法令の抜粋をその下に記載させていただきました。以上が「農地情報公開システム導入における電子計算機の結合による個人情報の保護について」の諮問内容でございます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

岡会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様方からの御質問と御意見を伺います。いろいろな会議体では、質問を先に受けて、そのあと御意見ということになりますが、ここでは一緒に、御質問も意見も受け賜って、順次、審議を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

川内委員 質問いたします。公募委員でございますので、全くの素人で、いかにも素人らしい質問をいくつかいたしますが。いただいた資料の綴じてある1ページの上から5番目に審議会で諮る理由という項がありますけど、その上から14行目のところに、先ほど御説明があったように、「一旦見送ることとした」というプロセスがございますよね。そのあとで、言うなれば他の自治体でしょうか、それから国がという形でもって動

きを睨んで、見直しされたということなんですけど。本市が見送ることとしたあと、1番早い他の自治体は、それからどのくらいしてから採用というか導入したんでしょうか。

榎本農業委員会事務局次長 本市は見送りましたが、全城市街化区域ですので、先ほど説明があったようにアクセスで電子化して対応はしています。国が推奨する農地台帳のシステムには載っていないですけど、法的な電子化は達成しています。他市については市街化調整区域があるところが多いので、そういうシステムに乗って、国に情報を公開しなければいけないという状態になっています。大阪府でも、うち（吹田市）や守口市とかは市街化区域しか持っていないので、そういう公表はしないということなので、各単独の農業委員会で、アクセスとか、どんな形でも、電子化して情報、農地データを管理していれば問題ない状態でしたので。そういう状態で進んできております。

岡会長 そうすると、情報公開という観点からは、吹田市の場合は全然利用者にとって不便はなかったという御説明ですね。

榎本農業委員会事務局次長 そういうことです。

岡会長 よろしいですか。あまり施行年月日は関係ないというか、吹田市の場合はずっと行われていたということではないですかね。

川内委員 さらに下のほうに、国のほうでこのシステムを構築したということですけど、これはそんなに差の無いような時点で構築されたということですか。そんなに間を置かずに、ということですか。

榎本農業委員会事務局次長 そうですね。平成27年4月から各農地情報公開システムがもう稼働しておりましたけども、ここにきて全国、今までは、どう説明させていただいたらよろしいのでしょうか。各市町村でソフト開発したシステムをもって、これをメインとしてお金をかけてやっていた。うちはやっていなかった。これがクラウドを国が作ったので、そちらのほうに移行した形となっていきますので、この平成29年9月頃からは、もう稼働しているところもあるんです、今年の4月から。うちのほうも情報を送って、そこを利用するような形で入っていきたいとは考えておりますけど。ですから、どこで情報を管理するかというだけの問題。情報公開はうちの場合、吹田市は公開しませんので関係ございません。

岡会長 よろしいですか、今ので。

川内委員 わかりました。

岡会長 まだありますか。御質問。

黒岩委員 ちょっと質問浮かんだのですが。今まで各市町村がその情報を管理していて、データベース化していた。今回、国がいわゆるクラウド化して、移行して、国がそれを把握していくというのか、そういうシステムに移行していると。先般だったか、日経にちょっとでていましたが、いわゆる本来の所有者、元々、施行されて名義も何も変わってないほったらかしの結構そういう物件もあるらしいので、国としては狙いというのは、どこにあるのかなど。これとは論点が逸れてしまうかもしれないけれども、そういうふうにクラウド化した時に、一般の人はどういう影響を受けるのかなという、そういうところはどう感じておられますか。便利だからいいということではないと思いますけど。

榎本農業委員会事務局次長 これは私見という形でお答えさせていただきますが、国のほ

うは、今回、一応建前上法律としては、いわゆる山間地域とか農振地域、先ほど仰ったように、耕作者がお亡くなりになるなり、高齢化されたりして、農地が手を付けられなくなりほったらかしになるところが多いと、言えばなんですけど吹田市の土地と比べると財産価値的にも売りに売れない状態の農地がかなりあるということです。それをこの農業新規就農であるとか、経営規模拡大することによって、また、企業が参入することによって、大きな面積で農業をやっていけば、やはり収益もある程度上がっていくと、基本的に農林水産省はそう考えていると私もは思っております。ただ、財産上、誰の名義でもない土地が出てきた場合、今後どうするかは、まだ。

黒岩委員 職権で国のものになるのですかね、どうかは知りませんが。やはり、そういう不安定な状態できちんと法的整備をしたうえで、それをどう扱っていくかというのが大事であって、今の聞いていて国が全部把握して自分の好きなようにやると。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうふうには考えられないこともない。

榎本農業委員会事務局次長 一応、農業委員会としても遊休農地の解消という形を。農業は大事な産業であるというのが私どもの考えです。

黒岩委員 それと、ちょっと2ページの7の(6)番にありますよね。「入出力した帳票類は、目的達成後、直ちに消去及び破棄するものとする」とありますが、これは具体的に誰がどういう方法で破棄あるいは消去されるのですか。

榎本農業委員会事務局次長 消去は、市役所の場合、消去文書という形で、廃棄文書を集める場所、完全に融解させる日がありますので、その日に集めさしてもらって出さしてもらい。もしくは、少なければシュレッダーでだして、そのままシュレッダーで処理する場合がありますが、基本的には、ある程度溜めて融解処置をしているという形になっています。

黒岩委員 一応、担当者・責任者はいるということですね。

岡会長 他にありますか。

小林副会長 では、私のほうからいくつか質問させてもらいますけれども。先ほどの廃棄のところもそうなのですが、管理者の許可を得て行うというのは、7の「セキュリティ対策」の(1)にありますけれども、許可する、記録というのはどのようにとられますか。

榎本農業委員会事務局次長 外部へ記録を出す場合は、市役所の中のことですから、記録というか、今は処理形態をとってないので、一々、起案処理という形、「何々出すので、こういう形で出してよろしいですか」という形の文書による決裁を考えております。

小林副会長 現在はそのように運用されているのですか。

榎本農業委員会事務局次長 外には出していないもんで。ですから、外に出す場合は、そういう形で処理をしてやっていくという形です。

小林副会長 ここにはついてないですが、そういった帳票があるのですか。

榎本農業委員会事務局次長 帳票を出すほど頻繁にないもので、1件1件、上司に伺い文書を作ってという形となります。

岡会長 今は先例というのが無いんですね。

榎本農業委員会事務局次長 今、外部には情報を出してないので、ありません。

小林副会長 3ページの図のほうなんですけど、吹田市の場合は全域が市街化区域になっ

ているから、公開する情報がないけれども、この各農業委員会等利用システムというところにデータ登録されて、そこから右のほうにバツがついていますが、吹田市のデータが取り込まれないのは市街化区域しか無いからということですね。

榎本農業委員会事務局次長 そういうことです。

小林副会長 吹田市としては、吹田市の情報だけこのシステム使って管理するということに移行するということですか。現在はアクセスというソフトを使っているが、今後はこっちのほうに移行するということですか。

榎本農業委員会事務局次長 はい。そういうことになります。

小林副会長 いろいろセキュリティ対策がとられているということですが、一体どういった脅威が考えられますか。何かの脅威があって、セキュリティ対策ということだと思うんですけど、どういったものを想定されていますか。

榎本農業委員会事務局次長 一般的にはデータの書換えであるとかデータの流出という問題が、世間では問題になっていると思いますけれども。ですから、農地情報公開システムのほうには、市町村からは農業委員会とか都道府県からはL G W A Nという専用回線しかアクセスできない。ですから不正アクセスはこれで防止できる。それからウイルスソフトによる個人情報の流出を防ぐために、ほかのところから入ってこないという形。ですから、公開のほうは公開システムを別枠に作って、インターネットのS S Lで閉域網という形になっていますので、格納システムとか各農業委員会等利用システムのほうには問題はないという形で国は考えている。だから、脅威といえば、やはり不正アクセスと情報の流出と書換え等が考えられると思います。

小林副会長 わかりました、ありがとうございます。

岡会長 他にございますか。はいどうぞ。

岩城委員 1 ページの下のところ、外部と繋ぐ理由のところは、御説明でも市街化区域は別に情報提供しなくてもいいのに、今回わざわざリスクをおかして外部と、今までは市の中で独自の仕組みで情報管理をしていたのを、あえて繋ぐ理由というところが、いまいち、その、どうして法的にどうしても国がしないといけない理由が。

榎本農業委員会事務局次長 どうしてもというわけでもないのですが、今、先ほども御説明していただいたのですが、市販ソフトのアクセスというのでデータベース管理しています。アクセスというのは慣れると簡単なんですけども、実際データを今までと同じことをやっていくのであればすごく簡単にできるのですが、いったん法律が変わって、様式が変わりました。何々出すデータが変わります、データが追加になります、となると、そのアクセスのソフトを操作するのが結構、専門性が求められています。実際、私が去年の4月に来て、アクセスのデータのやり取りはできるのですが、これが、様式が変わり、新たな形にして変更してくれとなると中々しんどい。農業委員会の職員ではしんどいと。ただ、これが国のこのシステムになりますとソフト管理は全部国がやってくれますので、法律が変わったり、何かが変わったり、様式が変わりましたというんだったら、それを利用することができるという形になります。ですから、今までですとお金のかかってないアクセスがあるので行けるのですが、いったん何かがあるとなかなか難しい部類に入ってくるので、これを機に国の制度に乗れば、今後も費用の削減、余分

な費用が掛からない方向で行けるのではないかと発想でこういう形になっております。

岡会長 私から質問するのはなんですけど。今、費用の話が出ましたのでお聞きするんですけど。このシステム、国のシステムに乗る場合に出費が特に必要だとか、あるいは今出費しているのが特に削減されるとか、そういう大掴みのお話は聞けますか。

榎本農業委員会事務局次長 まず、出費自体は基本的には無いです。LGWAN回線でやり取りするだけですので、電気代やネットのそれもあるんですが、国にお金を払うことは一切ございません。今現在、先ほども御説明いたしましたアクセスで管理してますので、それ自体も費用はないんですが、これがまた様式が変わって研修で勉強という形では、そちらのほうは、あまり費用はかかっていないので。最初の時に農地台帳システムを導入していれば、それはパソコンの中にソフトがあって、それを維持・メンテナンスしていかなければいけないので、その維持・メンテナンス費用は掛かっているのですが、うちはそこには乗らなかったんで、今現在はお金も掛かっていません。人件費だけです。今後も一応掛かる予定は、パソコンがあればできるという状態にあります。

岡会長 ありがとうございます。他に何かございますか。

宮武委員 はい。

岡会長 はい、どうぞ。

宮武委員 全く基本的な問題ですが、これは誰がアクセスするのですか。農業者等の利用者と書いていますが、誰がアクセスするのですか。

榎本農業委員会事務局次長 公開のほうですか。

宮武委員 3ページの話です。

榎本農業委員会事務局次長 3ページの話ですね。農業者等の利用者ということで、これ公開となっているのが、先ほどもお話しさせてもらったのですが農地の遊休農地とか、ここに農地があって、自分が農地を持っていて、ここの農地使ったらもっと広くできるとか、そういう方がアクセスし、新規就農、農業就農、全国農地ナビというのですから。例えばIターンして、田舎行って農業始めるのにここに農地がありますよというような形とか今後国のほうが、例えば、いろんな株式会社の参入とかもここに農地があって農業として、産業としてやる場合。これは広く一般に公表されます。

宮武委員 そのときのIDなどは

平田農業委員会係員 反対に誰でも見れます。

宮武委員 私でもということ。そのIDはどこでもらえるんですか。

榎本農業委員会事務局次長 これは、ここの3番のところについてはIDとかは必要ないのです。

宮武委員 そうなんですか。一般公開ということですね。

平田農業委員会係員 今、全国農地ナビというところでパソコンで叩いてもらったり、スマホで全国農地ナビと検索してもらったら出てきます。それは、どこに農地があるか、どういう状況の農地かというのが見れるようになっていきます。

宮武委員 それを見て、こういう商売をやろうとか、そういうことをむしろ望んでいる、誘発させようとしているのですか。

平田農業委員会係員 あくまで調整区域ですので、農地として活用してもらおうものなのです。

で、農業をされる方、本当に農業を継続される方でないと、見ても正直仕方がないと思います。それを転用して何か商売をしようというのはできないのです。あくまで農地を活用してもらうためにオープンにしています。

宮武委員 それでは、吹田市は独自にやっているのだから一般の人はアクセスできない。

榎本農業委員会事務局次長 これに載った後でも吹田市の場合は全域が市街化区域という場所で、市街化区域はオープンな方には出ないのです。吹田市のあの農地が誰の農地かっていうのはこれでは調べられません。どの状態になっても調べられません。

平田農業委員会係員 反対に言うと、市街化区域というのは正直言うと転用が届出という許可じゃないので、業者に利用されるのではないかという危惧もありましたので、市街化区域についてはオープンにするなという要望を各農業委員会がしていたと思います。業者としたら、市街化区域なら転用できるから、どこにどんな農地があるのか、本当はそういう転用にかかることは知りたいのです。オープンにしたらあくまで農地、農業としてやってもらうところオープンにしなければ何にもならない。

宮武委員 あと、もう一つ。マイクロソフトのアクセスですか。

榎本農業委員会事務局次長 マイクロソフトです。

宮武委員 わかりました。ありがとうございます。

糸瀬委員 航空写真は出てくるのですか。

平田農業委員会係員 見れます。

糸瀬委員 市町村まで見られますか。

榎本農業委員会事務局次長 いけます。茨木とか高槻はもう調整区域を持っていますので、その辺は全部出るような形になります。

糸瀬委員 全国の人が見られる。

榎本農業委員会事務局次長 はい。そのシステムの一部だけを今度うちが利用させていただきたいということです。大阪府下でも市街化区域しかないというのは、ほとんど、うちと豊中と泉大津と忠岡町ぐらいしかないようで。

平田農業委員会係員 5市1町ですね。

岡会長 他に何か御質問はありますか。

平山委員 2ページのセキュリティ対策、7番の(1)番の「外部記録媒体への記録は、当初のセットアップ処理及び年次の更新処理以外は」ってあるのですが、年次の更新処理はたびたびあるかと思うのですが、更新のタイミング、更新のプログラムが出たら直ちに更新する形で検討されているのかどうかというのと、(4)番のウイルス対策のところ、「ウイルス対策ソフトを使用する」とありますが、ソフトの内容を、様々なウイルス対策ソフトがあるかと思いますが、信頼性のあるソフトをきちんと選んでいるのか、そのあたりの検討状況はどうなんですか。

榎本農業委員会事務局次長 まず、年次更新なんですけども、いつ年次更新するかはまだ国から。今は、導入、導入で動いてまして。導入して、うちからこの農地が転用、農地が農地で無くなったというデータを入れていくので、年次更新がそう度々起こるぐらいとは考えてないのですけど一応、文言としては、あったらこういう形になりますという形で入れさせていただいてます。そしてウイルスソフトにつきましては、LGWANと

いうのがうちのほうの情報政策室のほうの管理がかなりかかりますので、そこと相談しながら1番ベターな、向こうが専門家ですので、あのウイルスソフトを入れながら、という形で考えております。具体的に今、ウイルスバスターとかいう形でお答えすることはできません。

岡会長 どうぞ、他になにか。

それでは、御質問は終わりました。ちょっと委員の中で議論をしたいと思いますので、一時退席いただけますか。

榎本農業委員会事務局次長 ありがとうございます。

岡会長 どうも、御苦労様でした。

<農業委員会事務局職員 退室>

岡会長 もし再質問があれば、まだ外に待機されてますよね、もう帰られましたか。

高田市民部長 いえ、まだいます。

岡会長 なら、再質問があればこの議論の後、ちょっと入ってもらって御説明してもらうこともありますが、無ければこれで終わりとさせていただきます。それでは、どうぞ御意見を。諮問ですので結論を出さなければいけないので、何か御意見ありますか。

いろいろ御質問いただいて、御理解いただけたと思いますけど、そのうえでどうするかという御意見もいただければと。川内委員いかがですか。

川内委員 私あの、先ほどお二方が御質問なさいました、2ページの7番のセキュリティ対策のところの(6)番にあった2か所の「直ちに」というところですが、その「直ちに」が本当の「直ちに」であるならそれでも領けるのですが、前例とか経験がないということでもって、何か失礼な言い方ですけど、お役所的な「直ちに」になったら、ちょっとまずいのではないかと思います。基本的には生かすための情報ということですから、私は理解できました。

岡会長 後でその点だけ確認しましょうか。

糸瀬委員 その話で、(3)番目のアクセス制限について、ユーザーIDとパスワード、これを年に1回か2回変更するほうが良いんじゃないかと思います。

岡会長 それは一種のあれですか。条件付きで賛成するということですか。

糸瀬委員 そういうことです。

岡会長 はい、どうぞ。

糸瀬委員 システムの機器を多分、電源を入れたまま格納庫に入れることになっているのですよね。使用機器を保管庫入れていると。これ電源が入っているとWi-Fiでもなんでも捕まえたら捕まるからね。Wi-Fiでいけると思います。

岡会長 普通は電源切って保管するわけですよね。

糸瀬委員 それだったら立ち上げに時間がかかるから、電源を入れたまま保管すると思います。

小林副会長 それは。

糸瀬委員 ないですかね。

小林副会長 それはないですね。この利用システムはここに無い、吹田市には無いんですよ。L GWANというネットワークが先にあるので、あるのは端末だけだと。ノートパソコンですよ。

岡会長 3ページの図を見ると、そういうことなんですかね。じゃあ、良いですかその点は。

糸瀬委員 はい。

岡会長 他に何か、はいどうぞ。

宮武委員 吹田市としてのメリットって何かあるのですか。これに、L GWANに入ることによってね。要するに情報は吹田市として公開するけれども、他からはアクセスできない。なぜかと言えば、市街地だという話がありましたね。今も市街地ですよ、もちろん。今、アクセスでやってるんでしょう。このアクセスでやってるものを、どうぞこうですということをオープンにするわけですよ。

小林副会長 いや、しないですよ。

宮武委員 いやいや、オープンと言わずにネットに乗せるわけでしょ、L GWANの。そしたらその時のメリットは何なんですかね、吹田市の。今、何か困ってるんですか？

小林副会長 多分困ると思います。今、アクセスでやってるのは御存じだと思うんですけど、あのソフトってコロッと変わるんですよ、仕様が変わってしまって。その時のバージョンアップについて行かないといけないのと、あと法律改正で、いろんな帳票とか出さないといけないんですけど、それを全部市役所のほうで対応しないとけない。

宮武委員 あ、そう。だから帳票はこれからおたくが勝手にやってくれということをおっしゃるということですか。

小林副会長 えっと国のほうで決まるものなので。

宮武委員 国が取りたいように出せるわけですね。うちのほうで、市役所のほうで、一々そのアクセスを使って出す必要はなくなるということですか。

小林副会長 そういう必要はなくなるということです。

宮武委員 それがメリットだと考えるわけですね。

小林副会長 そうです、あと安全管理ですね。市役所の中でしているよりは、国のほうでちゃんと管理して、管理が行き届いた施設で管理してもらえると、そういうメリットはあると思います。

宮武委員 それは一つの考え方ですね。

岡会長 国全体の要請があるというのが前提ということですよ。だから、それに応え、応じていかないと、今、副会長が仰ったようにですね、色々不便が降ってくるということなんじゃないかと思えますけどね。メリットと言えはそういうことじゃないでしょうか。財政的な、経理的なメリット・デメリットそんなに大きくないというのが先ほどのお話でも。

宮武委員 はい、わかりました。

岡会長 他ありますか。

小林副会長 聞くの忘れちゃったんですけど、この今のアクセスで管理しているということ、多分データベースの運営要綱みたいなものがあると思えますけど、それは継続さ

れるんですかね。

岡会長 そこを追加して聞きましょうか。

小林副会長 端末の管理のところがあるので、先ほどのアクセス、IDとかパスワードの件とか、その辺のこととかはあるので。

岡会長 合わせて聞きましょうね。

そうすると、そういう点を再度、質問させていただいた上で、諮問にお答えさせていただくかどうかというのを決めましょうか。

いいですか。もう一回入っていただいて、農業委員会。

<農業委員会事務局職員 入室>

榎本農業委員会事務局次長 失礼します。

岡会長 すみません、再度お願いします。

榎本農業委員会事務局次長 座らせていただきます。

岡会長 すみません、今年度初めての審議会なので、委員の皆さんも緊張されているかもしれないですね。それで御質問したいところがありましたので再度、御入室いただきました。

一つはですね、2ページの7「セキュリティ対策について」の(6)の段落で言いますと二つ目と三つ目ですが、「直ちに消去及び廃棄」と「直ちに消去」というのがありますよね。この「直ちに」というのがどのくらいの期間を指すのか、その、かなり「直ちに」というと概念というか、運用の妙と言いますか、長くとったり、すぐ本当に瞬時にやったりすることができると思うのですが、その辺はどのように理解されておりますか。

榎本農業委員会事務局次長 目的達成後ですので、すべての利用が終わった段階で、なるべく直ちに、なるべく早いうちにということで考えております。

岡会長 どうですか。それでお答えになってますか。

黒岩委員 一番心配しているのは、情報の流出というのが、例えば時間をおいて、誰かに「またやっというや」って言って忘れてるとか、そういう人為的な問題もあるでしょう。その辺がきちっと整備されてチェック機能が働いているのかどうかというのが、一番気になるところだと思います。それに対してどういう姿勢で対応しようとしておられるのか、答えていただけたらという質問なんですけれども。

榎本農業委員会事務局次長 目的達成後ということで、すべての利用が終わった段階では、できる限り速やかに。そこで、1日2日という答えはなかなか。

岡会長 数量的には明示できませんよね、事の性質上。その点を皆さんどうなるのかなど。他のとこですよ、農業委員会じゃありませんよ。「直ちに」って言いながらも半年もほっとかれたという御経験をおそらく持っておられるのでしょうか。私が推定しているだけです。だからそういうことでお尋ねいただいているのですがね。

榎本農業委員会事務局次長 基本的には直ちに。

岡会長 その辺は一つ、なんて言いますかね。注意深く運用していただくということでもよろしいですか。

榎本農業委員会事務局次長 はい。わかりました。

岡会長 記録もしっかり取っておいてください。「直ちに」にはそういう質問があって、今のような答えがあったと。

よろしいですか。どうもありがとうございます。

次はですね、アクセス制限で、「ユーザーID・パスワードでシステムを操作できるものを限定する」とありますけど、これはパスワードを1年に1回か2回、点検するようなことは可能かという質問ですけどね。

榎本農業委員会事務局次長 同じパスワードをずっと使い続けるのはという。これはアクセスのほうは国が基本的なソフトを作ってますので。多分、ごめんなさい、正確にはお答えできないのですが、細かい仕様の方にはまだ出てきてないのですが、何か月に1回はパスワードを変更してくださいという文言は出るような形になるとは思っております。うちのシステム自体もそうなっていますので、そういう形が基準、スタンダードであるとは思っていますので。1回パスワードを入力したらそれがずっとという形にはならないと思います。パスワードの有効期限という形が設定されるだろうと考えておりますし、無ければ本市独自で3か月に1回は変更するとかいう形の基準は作っていきたいと考えております。

岡会長 もし、基準を作られるということになると3か月とかになるのですか。

榎本農業委員会事務局次長 3か月から6か月。

岡会長 6か月ぐらいになりますか。そういうことでよろしいですか、糸瀬さん。

糸瀬委員 いいです。

岡会長 それからアクセス管理については運営要領は国のほうで決めるということを確認されるということでもいいですか。

小林副会長 そうですね、多分端末が吹田市のほうにあると思うので、このシステムにアクセスするための端末のパソコンの利用のための運用要領というか、そういうのが多分あると思うのですが、現在のそのアクセスのデータベースを引き継ぐのか、それはちょっとわからないのですが、それは用意されるんですよね。

榎本農業委員会事務局次長 はい、パソコンがありますんで。

小林副会長 はい、わかりました。

岡会長他に何かありますか、新たにお気づきになられたこととか。

それじゃ、今のところはそれで結構でございます。あとは審議させていただきます。ありがとうございます。

榎本農業委員会事務局次長 失礼します。

<農業委員会事務局職員 退室>

岡会長 一応再質問についてはお答えいただいたと思いますが、他に御意見ありますか。無ければ諮問に応じるか、応じないかということですが、よろしいですかこれで、諮問に応じるということで、御意見ありますか。いいですか。

それでは、事務局の皆さんそういうことですので、委員会としては了解というか諮問に応じましたということで。

それでは、もう一つですね、御報告事項ですね。実は昨年度のこの審議会です、監視カメラのことについて諮問がなされて、その時に意見として結果を報告してくださいということがありました。それで、今日、報告されます。だから何人かの委員の方は続投ですので、その辺の経過についてわかっておられますけど、今年度初めての委員の方はそういうことですので御了解いただきたいと思います。

<危機管理室職員 入室>

岡会長 それでは、報告事項について御報告をお願いいたします。

柿本市民部市民総務室参事 役職名と名前から。

岡会長 はい、そうですね。そこから。

中江危機管理監 危機管理監の中江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

羽間国民保護・防犯担当理事 総務部理事で危機管理を担当しております、羽間でございます。よろしくお願いいたします。

真壁総務部危機管理室長 総務部危機管理室長の真壁と申します。よろしくお願いいたします。

津田総務部危機管理室主幹 危機管理室主幹の津田と申します。よろしくお願いいたします。

芦田総務部危機管理室主査 危機管理室主査の芦田と申します。よろしくお願いいたします。

岡会長 どうも御苦労様です。

柿本市民部市民総務室参事 実施機関のほうから追加資料のほうを配布させていただきます。

<追加資料配布>

岡会長 それではお願いします。

中江危機管理監 危機管理監の中江でございます。

本日は、昨年4月26日開催の当審議会におきまして、公共施設等防犯カメラ設置事業について御審議いただきました。その際、資料提示しておりました防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領（案）、大阪府吹田警察署との協定書（案）につきまして、庁内協議及び吹田警察署等との協議の結果、案のとれたものについて当審議会委員の皆様にご報告させていただくことになっておりましたので、別紙の資料に基づきまして、担当のほうより御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

岡会長 では、お願いします。

芦田総務部危機管理室主査 担当の危機管理室主査の芦田と申します。私のほうからは、本件について簡単に御説明させていただきたいと思っております。では、追加資料の1のところから説明させていただきますので御覧ください。防犯カメラの設置台数としましては、小学校区15台×36小学校区、合計で540台設置するというのが平成28年度から3か年で考えております。各年度の設置する小学校区については事前にお配りしておきました、こちら「公共施設等防犯カメラの設置事業報告について」のほうの1ペ

一項目に事業概要ということで各小学校区の順番を4番のところで「小学校区別防犯カメラの設置年度等一覧」ということで載せています。そちらのほうを御覧ください。平成28年度につきましては上記180台に加えまして、江坂駅周辺については、やはり犯罪認知件数が多いということで、警察からの要請もございましたので、重点配備ということでプラス6台、江坂駅周辺に設置しておりまして、平成28年度としましては186台防犯カメラを設置したことになります。

続きまして、2番の防犯カメラの設置についてということなんですけども、設置にあたっては大阪府警から素案を頂きまして、それを基に危機管理室の案を作りまして、地域のほうに連合自治会を通じて地域との調整をさせていただきまして、地域からも御意見であったりとか、要望であったりとか、そういったものを最終、危機管理室のほうで取りまとめまして、設置を決定させていただきました。平成28年度にしましては、公共施設のほうに31箇所、それから電柱や信号柱等に155箇所設置をしました。カメラ自体はちょっと遠くなるんですけど、こちらのほう、こんな感じで丸いドーム型のカメラを設置させていただきました。そのものには吹田市という名義と、あと防犯カメラ作動中という黄色いラベル、白地のカメラに黄色いラベルをつけさせていただいてます。左隅のところに管理番号というのを付けておりますので、今後540台管理するのに管理番号無いとしんどいので管理番号を付けて、こちらのほうでも故障であったりとか、警察からの「この番号のカメラ見せてほしい」とかありますので、そういうもの管理の都合上つけております。こちらの写真のほうは、お手元にある資料の5ページにつけさせていただいてます。ただカラーではないので見にくかったと思われましたので、今こういう形で提示させていただきました。

続きまして、防犯カメラの管理ということで、以前当審議会のほうでもお話しの方があつたかと思えますけど、危機管理室のほうで全て対応しますということで、カメラの保守であったり、不具合時の対応であったりとか、それ以外のカメラに関することについては全て危機管理室のほうで対応するというので、吹田市の公設のカメラということで設置させていただきました。

最後に4、防犯カメラの撮影画像についてですけども、こちらのほうは撮影画像の保存期間はカメラに装填されている記録装置、データ容量の関係で概ね7日間が保存される形となっております。撮影画像については「吹田市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領」、それから「吹田市無線通信式防犯カメラ運用管理に関する協定書」の第6条に基づき、犯罪の未然防止及び犯罪発生時への対応のために必要の場合に警察や検察、裁判所等の捜査機関や危機管理の業務担当職員に関して閲覧が可能となっております。したがって地域の方や市民の方が閲覧することはできないという形になっております。防犯カメラについてはネットワーク化しておらず、単体で稼働しております。画像確認が必要な場合は、現地で防犯カメラと専用の端末機を使って、無線通信を利用して撮影画像の確認を行います。具体的な撮影画像閲覧の手続きの流れについては、この追加資料の図の通りです。まず捜査機関等から書面によって事前に利用申請を受けた後に、内容を確認して管理責任者、この場合は危機管理室長が承認した後に画像の閲覧及び取外しが可能となります。規定についてはですね、事前にお配りしました6ペー

ジのところから同様の規定となっておりますので、御覧になっていただけたらと思います。6ページから目的、第1条から始まるのですが、画像の取扱いについての部分の利用申請については8ページの画像利用申請というところの第11条にまとめているので、そちらのほうを御覧いただければなど、そちらのほうに今、私のほうが説明させていただいた手順のほうを書いてあります。これで言うと、実際に必要な書類というのが、この様式第2号吹田市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書というのが必ず必要となります。

続きまして、追加資料の4に戻りまして説明させていただきます。そちらのほうで特例というふうに書かせていただいている部分がございます、こちらは吹田警察署とは協定を結んでおりますので、そちらの第6条第2項、後ほど御説明させていただきますけれども、そちらに基づいて、夜間や休日等で緊急を要する犯罪捜査等において、やむを得ないと管理責任者、危機管理室長が認める場合において、電話による口頭承認を得たうえで画像の取出しが可能となっております。その場合については、利用申請書、先ほどと同じような利用申請書というのが別の様式でありますけど、こちらを後日速やかに市に御提出いただくこととなります。申請書としては、緊急特例用の第3号様式というのがございますので、そちらのほうを事前にお配りしました12、13ページが協定書の内容となっておりますので、そちらのほうを御覧いただけたらなど。すみません、第3号については11ページのほうに要領のほうの様式となりますので、そちらを御覧いただけますか。こちらのほうを使いまして、緊急やむを得ない場合は、こちらで事後に書類のほうを出して、事前に電話、口頭での了承を得たうえで画像を取り出すことができるという形です。そのことについての規定というのが12ページの第6条、こちら協定書の中にあるのですが、その第2項「乙は、」という以降のところの夜間等というところで、先ほど私が説明させていただいた規定というのが書かれています。以上の内容で平成29年から3月末からということになります。説明は以上です。

中江危機管理監 すみません。少し追加で御報告を。

岡会長 はい。どうぞ。

中江危機管理監 担当のほうから報告をさせていただきましたけれども、危機管理室では平成29年、平成30年度とこれは平成28年度から実施してる事業ですけれども180台ずつ、3年間で540台、計36小学校区に防犯カメラを設置いたす予定でございます。そのため、それぞれの年度におきまして180台ずつ3年間ですね、導入のための契約を結ぶこととなります。ただ個人情報の保護につきましては、十分に留意をしながら、今御説明もさせていただきました、設置要領というか協定書、こういったものも徹底させていただきながら、契約についても個人情報保護を順守できるような形で今年度以降も取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

岡会長 御報告ということですので、特に審議はしないんですけど、この機会に何かお尋ねいただくものがありましたら、どうぞ。

糸瀬委員 平成29年度の設置。これ地域に帰ってくる、戻ってくるのはいつぐらいなんですか。平成29年度っていえば3月、平成30年の3月、4月ですか。

芦田総務部危機管理室主査 今ちょうど、平成29年度の分については警察からの案というのが挙がってきていますので、それを基に今、危機管理の職員の者が地域に出て行っています。それから7月ぐらいにそれを全部終わらして、8月以降地域のほうにこういう行政案で設置をしようと思っていますと。御意見等いただけますかということで1か月程度、御意見を頂ける時間を定めて、10月以降ぐらいから実際に契約の手続きを進めていきたいなど、設置自体につきましては、おそらく平成30年ぐらいからつけだすことはつけだすと思うんですけど電気の開通とかそういうのもあるので、今のところ予定は2月末ぐらいには全部の工事を終えて、3月から稼働させるような形になりますので、今考えてるのは3月1日からの稼働というのを考えております。

糸瀬委員 すいません。あと二つ。

岡会長 はい。どうぞ。

糸瀬委員 防犯カメラでみんな懸念しているのは、カメラがあつたら個人の家の玄関まで写るでしょ、場所によっては。それは黒塗りみたいなのは入らないの。道路だけ写ってこっちは黒塗りが入るのですか。

芦田総務部危機管理室主査 基本的には画像のところにはマスキング処理というのができますので、例えば玄関であつたりとか窓であつたりベランダだつたりとか人が写りこむようなところがありましたら、黒で消すような形で、そういうのを付けれます。それをすると画像データ自体が黒くなったままでしか保存されませんので確実にそこは写らないように、こちらでもできるだけ写らないように画角調節はさせていただいておりますので、写った場合についてはそういう処理をして、できるだけプライバシー保護については重視しております。

糸瀬委員 それともう一つ。震災等なんですけど電柱等が折れたりしたら防犯カメラも落ちたままでしょう。それを誰がすぐ取り来るのか、取られてしまったらどうするのか。処置を施すと書いてあるけど、そこまで行くのに震災中、道路とか車は走れないのに折れたままだと防犯カメラを持って帰る人ですよ。

岡会長 はい、どうぞ。

羽間国民保護・防犯担当理事 すみません、羽間でございます。実は地域の方々とこの防犯カメラについては、どこに設置するかを全部事細かに打ち合わせしております。今、仰られたように台風ですとか地震そういったことがあつた時に、一応地域の防犯の担当の係の方々が、約束はできませんけど、歩いて見て回つたうえで倒れていれば御報告いただく、通報いただくような仕掛けにはなっております。そのうえで、回収は業者のほうにさせますし、急ぎの場合は警察や私たちのほうが行って、中身のデータだけでも回収するとか、そういった手筈にはなっております。

糸瀬委員 そこまで行かれない。

羽間国民保護・防犯担当理事 いや、そこまで行けないということは周りの人も行かれない状況かなと思いますけれども。

糸瀬委員 地域の者が取るわけにはいかないでしょう。

羽間国民保護・防犯担当理事 データだけは、地域の方である一定の方だけは取れるように。

糸瀬委員 しとかないといけない。

羽間国民保護・防犯担当理事 はい。

糸瀬委員 市役所からここまで摂津の端のほうまでいけるのか。

羽間国民保護・防犯担当理事 おおかたの分は警察のほうが取り出しをすることになると
思います。

岡会長 いいですか、糸瀬委員。

糸瀬委員 はい。いいですよ。

岡会長 いいですか。それでは他に。

はい、どうぞ。

先久委員 吹田市PTA協議会の先久と申します。私は今年度初めて吹田市PTAの本部
役員になりまして、小学校区に設置ということでPTAとしては興味深いというか、皆
と情報を共有する必要がある案件だと思うんですけど。何分着任しまして実働し始めた
ところで、自分がどうしていったらいいか役割も把握していないので、皆様に御指示、
アドバイスなど頂けたらと思うのですが、この場でこの報告を聞きまして、この情報っ
ていうのは各学校にどのように情報が渡っていくのか、PTAの窓口は教育委員会の学
びの支援課になるかと思うんですが、例えば、7月6日にPTA協議会の代議委員会が
差し迫ってありまして、その場で話す議事の内容は決まっているのですが、そういう場
で吹田市中の学校のPTA代表者が集まってくる中で、この情報を報告として聞かせて
いただいた私は、どのように頂いた情報を消化して、皆さんと情報を共有していけばい
いかわからずに、このような発言で皆さんにアドバイスを頂きたいということなんで
すけど、教えていただけないでしょうか。

岡会長 どうですか、危機管理室。特に子どもさんね。

羽間国民保護・防犯担当理事 そうですね。

岡会長 学校対策は、どのように考えておられますか。

羽間国民保護・防犯担当理事 昨年度につきましては、当然、各小学校区、12小学校区
に設置は終えております。その際も連合自治会さんを通じて、連合自治会の中でも単一
自治会さんで集まっておられる自治会と、地域のPTAの方々とか地域団体が全部集ま
っての連合自治会の2種類がございます。全部集まられてるところにつきましてはPTA
の代表の方が当然その連合自治会にお入りになられてるケースがありますので、そち
らを通じて各学校に降りるような仕掛け。それからPTAさんが入られていない場合、
こちらはどうか対応するかというのは、個別、自治会の方とお話をしてですね、集めていた
だいて、そこで我々がいつも学校区に説明するような説明をさせていただくとか、その
辺は配慮させていただいているところです。あとは、連合自治会さんの単位で説明させ
ていただいて、PTAの協議会としては特にどうしても話を聞かなければならないとい
うことがありましたら、まなびの支援課ですね、あちらのほうにPTAの窓口ございま
すので、そちらを通じて説明しろというふうに御指示いただければ、説明はさせていた
だくことはできると。あまりそれが各種団体全部出ると我々も手に負えませんので、
一応窓口は連合自治会さんという形にはさせていただいております。

先久委員 ありがとうございます。

中江危機管理監 箕面の場合は通学路を対象としたカメラを設置されたところなんですけど、吹田の場合は通学路だけでなく、一部通学路も入ってきますけれども、それよりも小学校区の事故が多いところであったり、あるいは、痴漢、女性や子どもを狙ったような犯罪が発生するような、そういう場所に15箇所つけてございますので、特に学校の、小学校区の通学路という部分ではありませんので。一応、連合自治会さんに御説明させていただいて、連合自治会さんがPTAであるとか、色んなところの意見を集約いただいて、我々が示した案について、「もう少しここは、ここにしてほしい」とかそういうやり取りをさせていただいて、最終の案を、設置箇所を決めさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

先久委員 ということはPTAの団体としては連合自治会さんが声をかけていただくのを待っていたらいいという。

糸瀬委員 そうなんです。うちでも連合自治会でこの防犯カメラを付ける予定があるから皆さん招集を掛けます。PTAから皆。PTAのほうには安全マップというのがあるでしょう、それも持ってきてくださいという声はかけております。役所からの設置場所の地図が来たらPTAの安全マップと防犯の人、すべて召集掛けて検討会しようということ、各地区でもやってると思いますよ、それは。心配しなくても。

津田総務部危機管理室主幹 今年度につきましては、7月14日にPTAの生活安全部の方が集まれる総会がございます。そこで防犯に関する安心安全マップについてお話しくださいと依頼を頂いてますので、吹田市の防犯の取組みの中で防犯カメラのことも踏まえつつ30分程度お話しさせていただき時間を頂いてますので、そこでこういった事業の内容とかも御説明させていただきたいなと思っております。

先久委員 承知しました。どうぞよろしく願います。

岡会長 よろしいですか。

先久委員 はい。ありがとうございます。

岡会長 一般的な犯罪もありますけど、やはり通学の少年少女ですよね。ニュースに出たら騒然としますものね。

他に何かございますか。はい、どうぞ。

川内委員 先ほどの質疑で連合自治会という単語が何度も出てきてますけど。この事前に頂いた冊子の1ページのところにも地域意見を踏まえた上でというのがありますが、これおそらく、連合自治会プロセスということをお考えだろうと思えますけど。どうなんでしょう、何か役所のほうに、「この所暗くて物騒で敵わない。こういうところに設置できないのだろうか。」そういうクレームとか声とかは直接には無いものですか。市民の方から。

岡会長 はい。

津田総務部危機管理室主幹 地域によりましては、色んな段取りがあります。例えば東佐井寺小学校区の皆様でしたら、各団体やPTAがここがいい、各自治体がここがいいという案をお作りいただいて、設置される際にこれを基に御検討いただけないですかという御要望を頂いてる箇所もあります。ただこれは地域によってバランスがございまして、頂いてるところと頂いてないところがありますけれども、設置するにあたりまして

は連合自治会を通じて各地域の皆様のご意見も頂くように務めさせていただいております。

岡会長 この書面を拝見しますとね。この1ページの3ですか、設置箇所選定作業、ここでもう連合自治会が基本的な中核部隊となってそこの連絡を密にするという表現になっていますが、いずれにしても。だから、組織としては連合自治会が。

はい、どうぞ。御質問どうぞ、川内さん。

川内委員 いや、今と同じです。

岡会長 いいですか。

川内委員 何か飛び入りとか飛び込みとか、そういう形で市役所にコンタクトを持つ方、あるのかないのかと思ったものですから。組織としてはわかるのですが。

岡会長 どうぞ。

羽間国民保護・防犯担当理事 仰られますように、このニュースを聞いて、直接お電話を我々のほうにされてくる市民の方いらっしゃいますけど、一応窓口、連合自治会さんのほうに置いてますのでそちらのほうと少し御相談していただけますかと。

川内委員 そこに返すわけですか。

羽間国民保護・防犯担当理事 はい。直接頂いても今度は我々が連合自治会さんに怒られますから、地域代表として話をしてるのに個人の意見聞いてどうするのか。

川内委員 ああ、そうなんですか。

中江危機管理監 これ、市の事業ですので、まず、警察のほうから犯罪発生状況とかそういうのがわかるのは、警察のほうがよくわかっておりますので、警察のほうからまず、15箇所の案を頂きます。その上で今、我々が頂いた案を本当にどうなんだというのを市の立場としても、今、見に回ってます。そしてそれぞれ写真も撮りつつ、その状況をもって、まず、連合自治会さんを窓口にさせていただいて、こんな案でどうですかということでお示しをします。お示しをして、基本はこれでできたらと。全部変えられますとこちらも困りますので、基本はこれで考えていただきたい。ただ、「ここはやはりこのほうがいいよ。」というのは地域は地域でよく御存じのところもありますので、そのやり取りをさせていただいて、最終的には市の事業ですので、市が責任を持って、ここでやらせていただきますというのを御提示させていただいた上で、設置箇所を決めていくと、という形を執らせていただきますので、あくまでも各連合自治会さんの事業ではございませんので、市の事業ですので、そういった手続きを踏んだうえでやらせていただくということでございます。

糸瀬委員 15台で足りないと言ったら増やしてくれるのか。

中江危機管理監 予算がありますので。

糸瀬委員 ここもう一個付けないといけないとなったら。どうしても広いところだから。

羽間国民保護・防犯担当理事 昨年度のケースで行きますと、例えば学校区と学校区の間がございませぬ。これをどっちが撮るのか、どの道路を重点的に撮るのかということで「これどっちかと言うと、隣の小学校区の映像のほうが多いのでは」こういうお話は実際にあったんです。そうすると調整するとき、来年度ここ入ってるから、来年度こっちからこっちの向きで撮れば撮れるのではというお話を積み重ねないとそこは調整で

きないというのはございます。だから、台数を増やすというのはなかなか無いんですが、警察のほうから去年もあったのは、とある地域があまりにも犯罪が多すぎるというのがあるので、ここは別枠で何とかしてくれというお話があって、この辺は色々な政策判断をする中でオンさせていただくことはございます。

岡会長 そのプラスして重点配備6台とありますけど、それもそういう配備ですか。

羽間国民保護・防犯担当理事 そうです。警察のほうから、あまりにもここは犯罪件数が多すぎると、やはり犯罪を犯して逃げていくルートとか侵入してくるルートとか常にここなんだと。だから地域がいないというても何とかここは置いてくれという方法もありますので、そこはやはり我々も、警察さんもプロですのでそれを蹴ってまで置かないという話にはなりませんから、地域の方の御了解を得たうえでですけども設置はさせていただくとことになります。

岡会長 それともう一つ、素人的にですけど思いますのは、映像の7日間保存期間ですか。これはこれで十分なんですか、何か短いような気がするんですけどそんなことないですか。

羽間国民保護・防犯担当理事 例えば、犯罪があったとします。1週間以上前のものを、実際は撮れませんけれども、だいたい警察に通報があるのが、だいたい目安として1週間以内に通報がでございます。そうしますと、このカメラとこのカメラとこのカメラということで我々のほうもしくは警察の方が記録されているメディアを抜いて入れ替えてしまえば、これは1週間でなくなるわけです。もう1週間プラスされますので、ですから何かあって本当にロングで、長期間追っかける場合についてはメディアを入れ替えて保存は利くように、そういう形には取っております。

岡会長 わかりました。他に何かございますか。はい、どうぞ。

黒岩委員 防犯カメラ設置された当初から現在までずっとあるわけですよね。その間に犯罪とかそういうのは傾向としてはどうなんですか。増えてるんですか、横這いなのか、減っているんですか。

岡会長 どうぞ。

芦田総務部危機管理室主査 まだ現状として、犯罪抑止効果として犯罪件数が下がっているところまで吹田市の場合は至ってないのかなというふうに感じております。ただ、他市の事例を見ますと、あきらかに防犯カメラの設置と犯罪件数の減少というのは関係していると、防犯カメラを設置する、その台数を増やすことによって犯罪件数は明らかに下がっているというのが周辺市町村でも見られる事例でございますし、吹田市においても、今はまだ3分の1、要は180台しかつけていないですが、すでにその間で警察から先ほどありました画像の録画なり、その問い合わせ件数というのが、わずか2、3か月で20件以上申請が出ているということですので、やはり警察としても有効に活用いただいているというふうに考えておりますので、今後抑止効果は十分期待できるのではないかとこのように考えております。

黒岩委員 今のその関連なんですけども、吹田市は安心安全の都市（まち）づくりということを標語に挙げている。安心安全というのが今のスタンスから行くと、予算の文言という話が出てましたけど、必要なところには的確な予算を増やしていくというのが予算の使い方だと私は思うんですよね。だから、そののところはもっと臨機応変に犯罪の発

生件数の話も出ましたけど、やはり本来吹田市というのはそういう都市（まち）づくりを目指しているのであれば、ある程度予算的には、より安全志向の高い都市（まち）づくり環境を進めていくべきだというふうには私は個人的には思っていますけど。

中江危機管理監 今のは3年間で平成29年度、30年度までやります。それが終わって、検証をした中であるいは市民からの不満、こういった審議会からの御意見も踏まえて、こういうのが必要ではないかというのは出てくるでしょうし。警察とのやり取りの中でも、先ほど糸瀬委員からも仰られたような重点的にここが多いからというのが出てくるとは思います。それについては、そういう御意見も受けた上で我々は市の中でも検証の結果、こういうふうに進めていきたいというようなことは庁内の中では我々として要望を出していきたいなというふうには考えているところです。

黒岩委員 ちょっといいですか、追加なんですけど。この1枚もののチラシなんですけど。パッと見ると確かに小学校区と書いてあるんで、私がイメージとしてはピンと来ないんですけども。例えば、暗い場所とか私らでも帰るとき暗いなと思うときもありますし、やはり女性の方からは聞くんですよ。非常になんというか危険を感じるというようなことがあって、それが直接犯罪に繋がってないんで表面化してないのかもしれないんですけど、そういう環境にあるっていうのが、やっぱりできるだけ改善していくというのが、そういう視点でこれを設置する。確かに子どもさん云々、それも大事です。だけでも全体としてどういうふうに構築していくかということも、総合的に考えてやってもらいたいなというふうに思いますので、一つよろしくお願い申し上げます。

岡会長 他に何かございますか。はい。

宮武委員 近頃8Kの時代ですよ。画像ってどれくらいなんです、画質は。

岡会長 はい。

真壁総務部危機管理室長 ちょっと実物をお見せすることは出来ないんですけど、我々の感覚から言いますと、かなり綺麗ですね。やっぱり最新のカメラを使わせていただいている、それから仕様書で何万画素以上というふうに縛らせていただいていることもございまして、今回、入札で入れたんですけども一番新しい型のカメラを納入頂きましたので、画質的には私どもが想像していた以上に感覚的に綺麗だということでございます。

糸瀬委員 50mくらいでも見えるのか。

真壁総務部危機管理室長 50mくらいは写ってますね。

岡会長 ありがとうございます。澤田委員どうぞ。

澤田委員 先ほど黒岩さん仰りましたけども、私ニュータウンに住んでるんです。山田駅からずっと山、津雲台という地域ですけど本当に暗かったんですよ。自治会挙げて街中一度歩こうと駅からずっと津雲台へ上がっていくところ、坂ですけども。車も止まっていますし、夜ですけども、子どもたちも真っ暗だから車にぶつかってとか、そんな事故もあつたんですけども。自治会挙げて防犯灯をすごく付けていただいたんですよ。今すごく明るくなってまして。やはり不審な車が止まらない。それはすごく安心して歩けます。そこへ小学校のところにフェンスを張ってくれたんです。前だったら誰か潜んでないかって、そういう不安な思いで、駅からずっと上がってきたんですけども、今、フェンスを張っていただくことで、すごく安心して歩ける。防犯灯もすごく大事だと思い

ますけど、街の中を明るくするっていうのも大事なというふうに思います。

岡会長 じゃあ、何かまとめてよろしいですか。

糸瀬委員 ちょっと、よろしいでしょうか。ドライブレコーダー、あれは9月1日からやってくれる、8月1日から、私にもやってくれるんですか。

羽間国民保護・防犯担当理事 はい、申し訳ございません。今これは、防犯カメラということで、電柱とか街灯とかそういったところに固定でつけるものですが、別事業です、同じようにドライブレコーダー、車に付けてますドライブレコーダーを普及させるという事業をやらせていただいております。これは個人さんの所有の車に付けるのではなく、事業者の定期ルート配達、例えば郵便局のバイクも含めた車両、それから中小の、吹田は中小の事業者さんが多いんですけれども、大手のバス会社とか輸送会社は国のほうの補助もあって全部付いてるんですが、中小は付いてないものが多いです。ですからそういった事業者さん向けに、見守りの御協力を頂くための事業として今年度、実施しております。ということですので、車検証のほう事業者さんの名称になっているものだけが、今のところそういう対象になっております。

岡会長 糸瀬委員、よろしいですか。

糸瀬委員 はい。

岡会長 それでは一応、今日は、これで終わります。どうもありがとうございました。よろしく上のほうにお伝えください。また上のほうで総合的な判断を頂けると幸いです。

中江危機管理監 運用その他に当たりまして、個人情報保護をしっかりと守れるような形で事業を展開してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

岡会長 ありがとうございます。長時間ありがとうございました。

<危機管理室職員 退室>

岡会長 それではその他に何かありますか。

藤原市民部市民総務室主幹 机上のほうに配布させていただいております、4枚つづりで両面印刷の分なんです、吹田市個人情報保護条例現行・改正案の対照表を御覧いただきますようお願いいたします。このたび、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正に伴い、吹田市個人情報保護条例は規定整備を若干行いました。3項目行いましたので簡単に説明させていただきます。

まず1ページの第2条第11号、引用している番号利用法第23条の準用規定であります第26条が新設されたことに伴い規定整備を行いました。

次、3ページになりますが、第19条第1項第3号、これも番号利用法第26条の新設により、番号利用法の条項が移動したことに伴い規定整備を行いました。

次6ページの第25条の2、これは新設されました番号利用法第19条第8号において、条例で定めます独自利用事務について、情報ネットワークシステムによる情報連携が可能となったことに伴い規定整備を行いました。

その他の条項の改正につきましては文言の整理等の規定整備を行ったものですので、今回は説明を割愛させていただきます。なお、一部改正しました条例は平成29年6月22日に公布されました。皆様のお手元にございます山吹色のファイルのほうなんですけど改正したものを差し替えできておりません。次回の保護審議会までには差し替えのほうさせていただきますので、よろしく願いいたします。取り急ぎ改正案の対照表を皆様のお手元に配布させていただきました。以上でございます。

岡会長 ありがとうございます。それで今の点に関しまして、実は私も古い資料をひっくり返してまして、これ平成24年かな、こういうので青色とピンク色のものを各人宛で貰ってるんです。だからこれがあると、審議会前に議案が送ってきたときに、ちょっと見れるかなと、これ青色とピンク色と両方。

藤原市民部市民総務室主幹 個人情報保護条例でしょうか。

岡会長 そうそう、保護条例の。もし、お手間ですけど、手間数を増やしますけど、もし今度改正になりましたから、それを入れ込んだ形で次回までにお送りいただくと皆さんお役に立つのではと思いますけど。もし可能ならお願いしたい。

高田市民部長 今私も持ってますけど吹田市個人情報保護条例の主旨と解釈という冊子と もう一つ吹田市情報公開条例の主旨と解釈という冊子です。

岡会長 そう、そうです。

高田市民部長 最新版、先ほど説明があったマイナンバー法関係の修正を加えたのちに、お配りしたいと考えています。

岡会長 これ貰ったときから1、2度改正されてますよね。1番最新のやつをお願いできたらと思いますけど。

高田市民部長 わかりました、できるだけ速やかにやらさせていただきます。

岡会長 じゃあ特になければ終わります。どうもお疲れ様でした。